

日本基準トピックス

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (第1・第3四半期報告書の廃止等)(金融庁)

2023年11月24日 第471号

■ 主旨

- 2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、第212回国会(臨時会)において可決されました(以下、「本改正」という)。
- 本改正には、上場企業の第1・第3四半期について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する改正が含まれています。
- 第1・第3四半期報告書を廃止する改正の施行日は、2024年4月1日とされています。
- 原文については、[金融庁](#)のウェブサイトをご覧ください。

経緯

2021年6月に設立された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」においては、企業情報の開示の在り方について検討が行われてきました。2022年6月および2022年12月には、以下の内容を含む「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」が公表されています。

- 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング
- サステナビリティに関する企業の取組みの開示

2023年3月14日、金融庁は、当該ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、企業開示の効率化の観点から、第1・第3四半期報告書の廃止を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第211回国会に提出しました。当該法律案は第211回国会での成立は見送られ継続審査とされていましたが、このたび、第212回国会(臨時会)において成立しました。

なお、サステナビリティに関する企業の取組みの開示に関しては、2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正が公表されています。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(第1・第3四半期報告書の廃止等)について

以下では、本改正のうち、第1・第3四半期報告書の廃止に関連する部分の概要を示しています(主に、金融庁ウェブサイトの[説明資料](#)4頁より、法律に基づき一部補足)。

1. 上場企業の第1・第3四半期報告書の廃止

上場企業の第1・第3四半期について、金融商品取引法上の四半期報告書は廃止され、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化されます。

2. 第2四半期報告書の半期報告書への変更

第1・第3四半期報告書の廃止に伴い、第2四半期報告書は半期報告書に変更されます。

ただし、取り扱いとしては現行の第2四半期報告書に近い、以下の取り扱いを定めることとされています。

- 記載内容は、現行の第2四半期報告書と同程度(なお、具体的な内容は内閣府令で規定される予定)
- 監査人によるレビュー
- 提出期限は決算後45日以内

これらの取り扱いをまとめると、次の表のとおりです。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	年度
取引所規則	四半期決算短信	四半期決算短信	四半期決算短信	決算短信
法令 (現行)	四半期報告書 (45日以内、レビュー)	四半期報告書 (45日以内、レビュー)	四半期報告書 (45日以内、レビュー)	有価証券報告書 (3か月以内、監査)
(見直し)	—	半期報告書 (45日以内、レビュー)	—	有価証券報告書 (3か月以内、監査)

(注1) 上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社(金融機関等)については、第2四半期報告書が半期報告書に変更されることは同様であるが、提出期限は従来と同じ決算後60日以内とされており、それ以外も別途定めが置かれる予定。

(注2) 取引所規則に基づく四半期決算短信の取り扱いについては、別途東京証券取引所を中心とした検討が行われている。

3. 半期報告書および臨時報告書の公衆縦覧期間の延長

半期報告書および臨時報告書は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、公衆縦覧期間(各3年間・1年間)が5年間(課徴金の除外期間と同様)に延長されます。

4. 適用時期

第1・第3四半期報告書を廃止し、第2四半期は半期報告書に変更する改正の施行日は、2024年4月1日とされています。なお、施行日より前に開始した四半期については従前の取り扱いによります。したがって、決算期に応じて例えば以下の取扱いとなります。

- 3月決算会社: 2024年6月(第1四半期)から四半期報告書を廃止、9月は半期報告書を提出
- 12月決算会社: 2024年6月は半期報告書を提出、9月(第3四半期)から四半期報告書を廃止
- 2月決算会社: 2024年5月(第1四半期)は四半期報告書を提出、8月は半期報告書を提出、11月(第3四半期)から四半期報告書を廃止

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors